

小牧市学校給食に係る給食費取扱要綱

〔平成22年3月11日
21小教庶第682号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市が小牧市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）において実施する学校給食（以下「給食」という。）に係る学校給食費（以下「給食費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(給食費の額)

第2条 小学校児童（以下「児童」という。）及び中学校生徒（以下「生徒」という。）の給食費は、月額とし、その月の給食の実施日数に第4項に規定する一食単価を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中において転入又は転出のあった児童又は生徒の当該月の給食費は、給食回数に第4項に規定する一食単価を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、連續して4日以上欠食（学級欠食、学年欠食及び全校欠食を除く。）をした児童又は生徒の当該欠食をした月の給食費は、4日以上欠食をしなかった場合の給食費から欠食回数に次項に規定する一食単価を乗じて得た額を減じた額とする。

4 給食費の一食単価は、次のとおりとする。

(1) 児童 290円

(2) 生徒 330円

5 小学校における児童以外の者の給食費にあっては児童の例によるものとし、中学校における生徒以外の者並びに給食センターにおける給食センターの職員及び委託業者従事者の給食費にあっては生徒の例によるものとする。

(学校給食実施報告書の提出)

第3条 各学校長は、給食の供給を受けた月の学校給食実施報告書を教育委員会事務局学校給食課長が指定する日までに、給食を供給する給食センターに提出しなければならない。

(給食費の徴収等)

第4条 各学校長は、児童又は生徒の給食費をその保護者から徴収し、市長からの請求に基づき納入するものとする。

2 災害その他特別の事情により保護者から給食費を徴収することが適当でないと市長が認めるときは、給食費を徴収しないことができる。

3 前項の場合において、市長は、既に保護者から徴収した給食費があるときは、保護者から徴収しないこととした分の当該給食費に相当する額を還付することができる。

(雑則)

第5条 この要綱で定めるもののほか、給食費の取扱いに関し必要な事項は別で定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 小牧市学校給食センターに関する給食費取扱い要綱（平成10年1月12日10小教庶第13号）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後的小牧市学校給食に係る給食費取扱要綱の規程は、平成26年度以後の給食費から

適用し、平成25年度までの給食費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

2 改正後的小牧市学校給食に係る給食費取扱要項の規定は、令和4年9月1日以後に実施する給食に係る給食費から適用し、同日前に実施する給食に係る給食費については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2 改正後的小牧市学校給食に係る給食費取扱要項の規定は、令和5年9月1日以後に実施する給食に係る給食費から適用し、同日前に実施する給食に係る給食費については、なお従前の例による。